

質屋等ほう賞制度実施要綱の制定について（例規通達）

ほう賞制度については、これまで「ほう賞制度の実施について」（昭和 38 年 4 月 1 日付け富防第 298 号）に基づき、運用してきたところであるが、この度、その内容を見直し、別添のとおり、「質屋等ほう賞制度実施要綱」を制定し、令和 2 年 10 月 1 日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

別添

質屋等ほう賞制度実施要綱

1 目的

この要綱は、盗品事犯の早期解決及び被害品の迅速な回復を図ることにより、犯罪による被害者を保護するとともに、これに協力した質屋及び古物商の業者に対する損失を救済し、あわせてその功労に報いるほう賞の方法を定め、もって捜査運営の効率化を図ることを目的とする。

2 適用の範囲

この要綱は、県内の質屋及び古物商のうち警察の犯罪捜査に積極的に協力した者に適用するものとする。ただし、必要により県外の質屋及び古物商に対しても適用することができる。

3 ほう賞基準

(1) この要綱によるほう賞は、協力の程度、損害の状況等を勘案して別表「ほう賞基準表」により行うものとする。ただし、特別の事情がある事案については、実害の程度に応じて増額することができる。

(2) (1)に規定するほう賞は、富山県警察の表彰に関する訓令（平成元年富山県警察本部訓令第 1 号）第 7 条及び第 12 条に規定する感謝状の授与を妨げるものではない。

4 取扱要綱

(1) 申請の方法

ほう賞を要すると認められる事案（以下「ほう賞事案」という。）を処理した警察署長（以下「署長」という。）は、ほう賞上申書（別記様式第 1 号）により警察本部長（以下「本部長」という。）に申請するものとする。

(2) ほう賞の主体

ほう賞は、本部長が行うものとする。

(3) ほう賞審査委員会

ア 本部長の諮問に応じ、ほう賞の適正を期するため、富山県警察本部にほう賞審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

イ 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、次に掲げる者をもって充てる。

委員長	生活安全部長
副委員長	警務部首席監察官

委 員 生活安全部生活安全企画課長及び刑事部捜査第一課長

ウ 委員会は、ほう賞事案についてほう賞の要否、ほう賞区分及びほう賞額の審査にあたるものとする。ただし、委員長が委員会を開く必要がないと認めるときは、持ち回りにより審査を行うことができるものとする。

(4) 委員の答申

委員長は、委員会の審査状況を本部長に答申するものとする。

(5) ほう賞額の決定及び交付

ア 本部長は、委員会の答申に基づいてほう賞額を決定し、ほう賞決定通知書（様式第2号）により、ほう賞金交付書（様式第3号）とほう賞金を署長に送付するものとする。

イ 署長は、アの送付を受けたときは、速やかに被ほう賞者にほう賞金交付書とともにほう賞金を交付し、被交付者から領収書（様式第4号）を徴し、本部長に進達するものとする。

(6) 事務の主管課

この要綱に定める事務は、生活安全部生活安全企画課において処理するものとする。

別表

ほう賞基準表

ほう賞区分	ほう賞額 (損害額に対する100分比)	認定基準
1級	100%以下	質受け又は買受けの後 1 不正品の疑いがあるので直ちに警察官に連絡し、又は不審物件を提出し 2 新聞、ラジオ、風評等により不正品の疑いがあることを知り直ちに警察官に連絡したことが捜査の端緒となり、犯人の指名手配又は犯人の検挙に協力したため損害を受けたもの
2級	75%以下	品触れ又は警察官からあらかじめ捜査の協力依頼を受けた後、不正品又は被疑者の所在を発見し、犯人の検挙に協力したため損害を受けたもの
3級	50%以下	前各号のほか警察の犯罪捜査又は犯人の検挙に協力したため損害を受けたもの

備考 ほう賞額の最高額は10,000円とする。

(様式省略)